

## 第20号議案

品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月22日

品川区長 濱 野 健

品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

品川区保育の実施等に関する条例（昭和62年品川区条例第20号）の一部  
を次のように改正する。

第4条第3項中「第56条第3項」を「第56条第2項」に改める。

第5条第2項第5号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」  
に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（説明）児童福祉法が改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。